



2023年9月28日 15時～18時(開場 14:30)

衆議院第一議員会館 多目的ホール

主催：公共事業改革市民会議 後援：公共事業チェック議員の会

### 【プログラム】

15:00 開会

15:10～ 基調講演：寺西俊一(日本環境会議理事長、一橋大学名誉教授)  
「公共事業を糾すー“ソーシャル・コモン(SC)”の復権を求めてー」  
～～～休憩(10分間)～～～

16:30～ 各地からの情報提供

- ①石木ダム ②川辺川ダム ③東京外環 ④横環南 ⑤中部横断道
- ⑥リニア ⑦スーパー堤防 ⑧諫早湾干拓

17:20～ 総括

公共事業のあり方、議員意見表明、宣言採択

18:00 閉会

※随時、国会議員挨拶あり

### 《お願い》

- ・カンパにご協力ください。
- ・各団体のチラシ置き場を後方に設置します。各団体の責任でご活用ください。
- ・ZOOM 映像は後日公開予定です。会場の様子が写り込むことをご了承ください。

## 【各地からの報告】

# 石木ダム

長崎県が「地元の了解なしではダムは造らない」と覚書きを交わした上で予備調査を開始した1972年からこれまでの50年以上、2009年からは土地収用法を適用しての事業強行により地元住民を苦しめ続けている石木ダム。13世帯約60人が生活の場から追い出されようとしている。最初からダムありきの計画で、必要性は後からつけたしたもの。ダム事業関係費だけで285億円、石木ダムに水利権設定申請をしている佐世保市の水道事業関係費が325億円（2019年再評価時点）かかるとされている。

被収用者らは、行政不服審査法に基づく、「石木ダム収用明渡裁決取消しを求める審査請求」中である。

## 1. 被収用者の怒り

1. 被収用者は、石木ダム建設事業起業者による収用を認めず、明渡は拒否し、従来からの占有（居住・農耕等）を継続している。
2. 起業者が収用したとする農地等へ立ち入って工事に着手。従来からの農耕を不可能にする事態が生じ、生活基盤の破壊行為に対して強く抗議し、工事中止を求めている。収用明渡裁決執行停止を求めたが、「原状復帰可能な範囲」として国土交通大臣が決定した。原状復帰を法的に確定するには、起業者を相手にした訴訟裁決が必要とのこと。行政不服審査法に背いた「決定」

## 2. その理由

1. 起業者による覚書不履行
  - 長崎県知事と事業地住民3総代が1972年（昭和47年）7月29日に取り交した「石木川の河川開発調査に関する覚書」の第4条が反故にされている。
  - ☆「石木川の河川開発調査に関する覚書」第4条
    - 乙が調査の結果、建設の必要が生じたときは、改めて甲と協議の上、書面による同意を受けた後着手するものとする。
2. 石木ダム事業は不要
  - 佐世保市の『水不足』対策としての水源開発 ⇒佐世保市は「水不足」ではない。
  - 事業認定当時に想定していた「水不足状態」はすでに回避されている。明渡は不要。

- 川棚川の石木川合流地点より下流の洪水対策 ⇒すでに「石木ダムなし」で対応できている
  - 「石木川合流地点より下流の川棚川は、既往最大の洪水が襲来しても石木ダムなしで安全に流下できる。」と長崎県が認めている。
  - その結果、「石木ダムによる本来の治水目的（川棚川の石木川合流地点より下流域の治水安全度 1/100 基本高水流量 1,400m<sup>3</sup>/秒）の費用対効果は 0.2 程度でしかない」、と長崎県が認めている。
  - 1/100 に対応するとしている基本高水流量 1,400m<sup>3</sup>/秒（山道橋地点到達流量 1,320m<sup>3</sup>/秒）は統計学上の実際の生起確率が「500 年から 1000 年に 1 度」と異常に低いものである。ただし、この洪水（山道橋地点到達流量 1,320m<sup>3</sup>/秒の洪水）が到達したとしても、「石木ダムなしで溢れることなく流下する」ことを長崎県が認めている。
- 国の補助事業であるが、補助事業採択継続を判断する際の再評価において、国は事業者から提出された再評価報告の信憑性について一切審査していない。
- 3. 石木ダム事業は弊害を生むのみ。生息存続を許さない・環境破壊・人権侵害・つけ払い
- 4. 以上より、石木ダム事業への土地収用法適用は、土地収用法の目的（国土の適正且つ合理的な利用に寄与）に反している。憲法第 99 条違反

### 3. 参照願いたい情報サイト

- 水源連 HP 石木ダム (<https://tinyurl.com/2fdxfnwk>)
- 石木川まもり隊 HP 石木ダム問題の今 (<https://ishikigawa.jp/blog/>)

# 土地収用法適用の問題

## 1. 石木ダムにおける土地収用法適用の経過

長崎県が「地元の了解なしではダムは造らない」と覚書きを交わした上で予備調査を開始した1972年からこれまでの50年以上、地元住民を苦しめ続けている石木ダム。2009年11月に起業者（長崎県・佐世保市）は九州地方整備局に土地収用法の適用を求めた。九州地方整備局は2013年9月に土地収用法適用を認める「事業認定」を告示。長崎県収用委員会は2019年5月21日に宅地を含む未買収地計約12万平方メートル（石木ダム全用地）の収用明け渡しを裁決し、明け渡し期限は建物がない土地が9月19日、建物がある土地が11月18日とした。共有地地権者を含む全地権者は補償金受け取りを拒否、起業者は補償金を供託、現地住民13世帯の全地権者と共有地権者の全地権者を強制収用した。すべての被収用者は明け渡しを拒否し、現在に至っている。起業者は2023年3月以来、行政代執行法の手続きをとることなく、収用地内での工事を始め、農地の改変、工作物の破壊・撤去等、被収用者の生活手段である農業ができない状態にしている。

## 2. 被収用者の怒り

- (1) 被収用者は、石木ダム建設事業起業者による収用を認めず、明け渡しは拒否し、従来からの占有（居住・農耕等）を継続している。
- (2) 起業者が収用したとする農地等へ立ち入って工事に着手。従来からの農耕を不可能にする事態が生じ、生活基盤の破壊行為に対して強く抗議し、工事中止を求めている。

## 3. 土地収用法適用の問題

- (1) 起業者による覚書不履行

長崎県知事と事業地住民3総代が1972年（昭和47年）7月29日に取り交した「石木川の河川開発調査に関する覚書」第4条「乙が調査の結果、建設の必要が生じたときは、改めて甲と協議の上、書面による同意を受けた後着手するものとする」がある。土地収用法適用は「協議拒否」そのものである。

- (2) 「石木ダム事業の必要性」に目をそらし、起業者の主張のみを「鵜呑み」にして事業認定している。

事業認定申請当時に想定していた「水不足状態」は事業認定時からすでに回避されている。認定庁は起業者のでたらめな水需給予測を何らとがめない。

「石木川合流地点より下流の川棚川は、既往最大の洪水が襲来しても石木ダムなしで安全に流下できる。」と長崎県が認めている。

基本高水流量 1,400m<sup>3</sup>/秒（山道橋地点到達流量 1,320m<sup>3</sup>/秒）は統計学上の実際の生起確率が「500年から1000年に1度」と異常に低いものである。ただし、この洪水（山道橋地点到達流量 1,320m<sup>3</sup>/秒の洪水）が到達したとしても、「石木ダムなしで溢れることなく流下する」ことを長崎県が認めている。余裕高不足だけが「石木ダムが必要」の理由

- (3) 石木ダム事業は弊害を生むのみ。事業地での生息存続を許さない・環境破壊・人権侵害、後世へのつけ払い強要等のマイナス面の実態を評価していない。
- (4) 土地収用法は、収用明渡裁決申請による収用委員会審理において、事業認定の問題点の審理を許していない。基本的に被収用者の人権を否定している。

**4. 以上より、石木ダム事業への土地収用法適用は、土地収用法の目的(国土の適正且つ合理的な利用に寄与)に反している。憲法第99条違反**

## 2020年の球磨川流域豪雨災害から河川法の根本的問題を問う

～ 温暖化が猛烈な集中豪雨をもたらし、河川法が災害を激甚化させた ～

### I 川辺川ダムがあれば：作り話でしか正当化できない川辺川ダム建設

マスコミは豪雨災害発生の翌日から「川辺川ダムがあれば」の大宣伝を始めた。そして国と県は検証と称して、川辺川ダム建設に必要な事象づくりに取り組んだ。これが治水の専門家集団のやることかと思うような作り話をヘドロだらけで復旧に取り組んでいる住民に向けて繰り返し垂れ流した。その典型が「川辺川ダムがあれば人吉市街地の氾濫は6割カット出来た」とか、「流水型ダムで命も清流も守れる」とか、「川辺川ダムで本流の水位をさげれば支流の氾濫は防ぐことが出来た」という作り話である。

### II 被災した住民が球磨川流域豪雨災害の実態解明に取り組む

#### ：ダム治水では救えない命

亡くなられた方はどこでどうして命を落とされたのかに関する調査、なぜ命を奪うような急激な増水や流れがその場所で生じたのかに関する調査、急激な増水や流れを形成した氾濫水はどこからどのようにこの場所に来たのかに関する調査、命を奪うような激しい洪水や氾濫が流域全域ほぼ同時に発生しているその要因は何か、等々に関する調査から得た事実から見えてきたのが河川法に基づいて施工されたさまざまな治水建造物が災害を激甚化させている姿であった。

旧来、治水の専門家の方たちを中心に展開されていたダムか堤防かに関する論争の枠をはるかに超えた災害の姿であった。河川法が掲げる基本高水治水そのものが問われる豪雨災害であった。

### III 球磨川水系河川整備基本方針の見直しが露呈させた深刻な問題

#### ：温暖化無視の川辺川ダム

温暖化による気候変動に伴う基本高水の見直しを掲げながら、2020年球磨川流域豪雨災害は蚊帳の外に置き、1972年の豪雨を持ち出し川辺川ダム建設が必要とする数値合わせを行っただけのものであった。温暖化に伴う豪雨災害の特徴は1時間に80ミリ前後の雨が数時間に集中して降り続く猛烈な豪雨となり、この豪雨が降った流域に即激甚な災害を引き起こすようになった。この現象に基本高水治水は全く対応できなかったことを2020年の球磨川流域豪雨災害が教えてくれている。



#### IV 球磨川水系河川整備計画のいかさま：逃げ遅れゼロ対策が治水の柱に

河川整備計画は流水型ダムで命と清流を守るという話は川辺川ダム建設のための単なる作り話でしかなかったことを暴露させた。そして「命は自己責任で逃げて守るもの」ということを河川整備計画の中央に鎮座させている。このようないかさまがまかり通るのは洪水による災害は基本高水治水で防ぐという河川法と関連する法律が存在しているからである。

#### V 被災した流域住民が川辺川ダム建設反対の先頭に立つ ：“川は悪いことをしていない”

球磨川流域総合開発の名目で下流域に荒瀬ダム・中流域に瀬戸石ダム、そして上流域には多目的の市房ダムが建設された。この三つのダムが球磨川と流域住民にもたらしたものは球磨川に依存していた豊かな暮らしを奪い、川の景観を奪い、川のつくりを壊し、川の流れを壊し、生き物を次から次へと消滅させ、災害防止のためにと持ち込まれたダムと連続堤防が災害を激甚化させ、水量を激減させヘドロ川への転化であった。2020年7月4日、過去に一度も経験したことのない温暖化による猛烈な豪雨災害に遭遇した。それでも被災した多くの住民は国や県の作り話にはのることもなく、自然が育む豊かな球磨川とともに暮らせる流域全体を含めた地域づくりを求めている。山河の破壊こそ豪雨災害の根源的要因であることを流域住民は認識しているからだ。河川法改正は必然の課題である。

## 東京外環道（関越道～東名高速区間）事業

- 名称：東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線
- 根拠法・計画：都市計画法、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（以下、「大深度法」）都心から 15km 圏の環状高速道路の東京区間。大泉 JCT～中央 JCT～東名 JCT 間(16.2km)を直径 16m の 2 本の大深度地下トンネルとランプトンネルで結ぶ。幅員 40～98m。6 車線。
- 計画地：世田谷区、狛江市、調布市、三鷹市、武蔵野市、杉並区、練馬区
- 事業者：国土交通省、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社
- 事業費：当初(H26.3) 1 兆 2820 億円(B/C 2.3)、2016 年再評価：約 1 兆 6 千億円(B/C 1.9)、2020 年再評価：約 2 兆 4 千億円(B/C 1.01)、未計上の工事あり。物価高騰、青天井。
- 完成予定年度：未定（当初(H26.3)の事業施行期間は 2021 年 3 月末までだったが、2021 年 3 月末  
に 2031 年 3 月末まで 10 年間延伸。しかし、**完成予定年度は未定**）
- 経緯：1966 年 高架方式で都市計画決定。1970 年大臣の凍結発言  
2001 年 大深度法施行、2007 年 地下方式に都市計画変更。2012 年着工式  
2014 年 大深度地下使用認可、都計事業承認認可。2015 年 都計事業変更(地中拡幅部)  
2017 年 大深度地下トンネル掘進開始。 12 月 東京外環道訴訟提訴（行政訴訟）  
2018 年 世田谷区の野川に酸欠ガス噴出。**2020 年 10 月～ 調布陥没事故**、掘進中断。  
2022 年 本線南半分の工事差止仮処分決定。本線北半分は掘進再開して大泉で事故。  
2023 年現在 陥没地域の地盤補修工事により住環境破壊拡大。本線北半分他は掘進中。
- 問題点：
  - ① 外環道の必要性は失われている。人口減少時代を迎え、首都圏の将来交通需要の増加も見込めず、また、完成時期も未定で、今や必要ない道路。事業費増大、青天井。
  - ② 巨大なジャンクション(JCT)等による自然、農地、地域コミュニティ破壊や生活環境悪化。
  - ③ 巨大地下トンネル（工事）が、陥没、地盤沈下、地下水への影響など継続的被害を起こす。
  - ④ 地下 8m から 40m の浅深度地下に取り残される地権者は、一方的に不当な区分地上権契約を押し付けられ、大深度地下より大きな、陥没・地盤沈下や振動等のリスクを負わされている。
  - ⑤ 大深度法による事業は、地上に影響が及ばないという虚構の前提のもとに無断・無補償で大深度地下掘削を認め、大深度地下の地権者の財産権、生存権、人格権を侵害している。
  - ⑥ 大深度法は、事業遂行の意思と能力のない事業者を容認・助長する隠れ蓑。外環事業者は、住民を尊重する倫理観や安全意識が欠如、情報隠蔽し説明責任果たさない。巨大断面を掘削する技術力やリスク認識を持たず、漫然と施工し、地上の住民を実験台に無謀で危険な工事を強行。一部ランプトンネルと「世界最大級の難工事」の地中拡幅部の工事は未着工。
  - ⑦ 調布陥没事故は公害：2020 年 10 月のトンネル直上の住宅街での陥没・空洞事故は住宅地を破壊し、甚大な被害を与えた。事故の責任をとらず、正当な賠償や補償交渉を拒み、犠牲を被害住民に押し付け、更に、地盤補修工事により新たな被害。公正な調査・補償機関必要。疑問の多い事故報告書は①トンネル直上の陥没・空洞調査のみで、約 700mx200m（千戸）



の広範囲の②家屋・基礎の破損や③振動・低周波音による健康被害（後遺症も）に触れず。陥没後3年の今も地盤沈下など被害は進行中。報告書をもとにした再発防止策により工事再開して大泉事業地で新たな事故を起こし、地表から掘削して修理。これが住宅地だったら。

⑧ トンネル上部の住民は都市計画法 53 条の適用を半永久的に受けるなど財産権を侵害され

#### **見直しが必要な理由・代替案など**

■ 陥没事故が、大深度地下法は違憲であること、外環道事業が人権侵害の事業であることを示した。

■ 小手先の見直しや代替案ではなく、この事業を直ちに中止し、大深度法を廃止するしかない。

■ 都市計画法 53 条、65 条、67 条等の見直し。

2023.09.28

問合せ先：外環ネット Email: info-gaikannet@gaikan.net

## 大深度地下法(憲法違反、人権侵害の悪法)について

### 1 : 成立 :

- ・2000 (H12) 年 5 月 1 9 日成立。2001 年施行。「土地所有者等による通常の利用が行われない空間である大深度地下の利用に関する世界初の法律」(「時の動き」2000 年 7 月)

### 2 : 経過 :

- ・地価の上昇、新たなフロンティア空間としての地下への関心  
1998 (H10) 年 5 月 「臨時大深度地下利用調査会」答申  
2000 (H12) 年 5 月 「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」成立、公布
- ・法の狙いは、非常に手間暇がかかる用地取得を容易にするため。安価で工期短縮。  
**何と姑息な、法の抜け道づくり、国民の権利無視の発想!**

### 3 : 大深度地下の定義 :

- ・大深度地下(地表から 4 0 m 以深、かつ支持地盤から 1 0 m 以上以深)は、地権者の同意も補償もなしに公共目的に使用できるというもの。

### 4 : 対象地域、事業、許認可 :

- ・大深度地下使用の社会的経済的必要性が明らかである 3 大都市圏を想定 = 政令委任
- ・公益性が高い事業 限定列挙
- ・国は①他の公共事業との調整②位置などの調整③安全配慮④その他一の基本方針を決定
- ・2001 (H13) 年 4 月 3 日「大深度地下の公共的使用に関する基本方針」
- ・事業計画が適合する場合、国交大臣または都道府県知事が「使用権設定」を「認可」

### 5 : 違憲性 :

- ・憲法 29 条①**財産権**はこれを侵してはならない、②**財産権**の内容は公共の福祉に合致するよう法律でこれを定める。③**私有財産**は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる  
民法 207 条「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ」
- ・大深度地下法は、「正当な補償」なしに「他人の土地に使用権を設定」= 憲法違反
- ・「大深度地下工事については、適切に工事が行われれば地上への影響は生じない」という大臣答弁の嘘がばれた。陥没事故後は、使用権認可と工事は別、と逃げの言い訳。
- ・東京外環道事業は、大深度地下法による認可条件(「基本方針」)に違反した認可

### 6 : 大深度地下法とそれにもとづく事業の問題 :

「地上への影響は生じない」という虚構の安全神話は、本来やるべき手続き等を省略させた。

- ① 情報公開、説明責任等民主的な手続きの対極  
杜撰な環境アセス。関係者(特に地権者、周辺住民)の声を聴こうとしない事業者
- ② 大深度トンネル工事は、失敗すると地表の影響範囲は大きく、見合った倫理観、管理能力、技術力が必要だが、大深度法は、それらが欠如して適切に工事をできない事業者を容認。
- ③ 陥没事故等は、地上の住民の権利(人格権: 生命、健康、生活、財産権)を侵害する  
第三者検証委員会による事故の検証の必要性。 事故後の被害救済制度曖昧。  
事故対応による新たな権利侵害(地盤補修のために、家を壊し、更地化(住宅街が虫食いになり街壊し)、工事現場と隣り合わせ(環境被害)
- ④ 公共事業として疑問符! ?  
増え続ける事業費。工期は遅れ、完成時期未定。国力低下を加速。将来世代に負の遺

産。

#### 7. 大深度法の廃止・見直しについて早急に国会で論議を

- 大型土木公共事業を安価、工期短縮で進めるためにつくられた大深度地下法の欠陥は東京外環道工事の調布陥没で明らかになった。
- 「適切に工事が行われれば地上への影響は生じない」という安全神話により、住民や社会を欺いてきたが、未知の地下をろくに調べもせず、また、大深度地下に巨大トンネルを掘削する技術が未熟なのに（スケール・デメリット）、それを指摘する住民などの声を聴こうとせず、暴走して陥没事故を発生。だが、杜撰な事故調査と再発防止策で差止区間外の工事再開。
- その結果、外環道事業は、地表の住民の財産権、人格権を侵害しているだけでなく、事業費増大、工期遅れで、公共事業としても破綻している。リニア中央新幹線も同様。事故を繰り返す前に、大深度地下工事を中止し、大深度法の廃止・見直しを。

以上

2023.09.28

問合せ先：外環ネット Email: [info-gaikannet@gaikan.net](mailto:info-gaikannet@gaikan.net)

## 横浜環状道路南線（横環南）の概要報告

横浜環状道路（圏央道）連絡対策協議会  
会長 比留間 哲生

【計 画】：横環南は圏央道の一部として四全総で計画されていた高速道路である。計画時の横浜市長（高秀）は宅地開発業者の要請「地方の幹線道路である」との虚偽の販売広告を許可（平成 3 年）。数千世帯の宅地購入者はこの看板に騙された。高速道路であることが移住後、昭和 63 年に新聞発表で発覚した計画である。

【反対運動】：計画沿線の自治会が中心となり連携して同年に「白紙撤回を含め抜本的見直し」を求め上記協議会（連協）を設立した。工事着工後（平成 29 年）は「住環境を守る」に変更。

【質問集会】：都市計画決定後 10 年（平成 17 年）にして国費を使用する事業を再評価する事業評価監視委員会で「住民の理解を得ることが不可欠である」との付帯意見付きで事業が認められた。以降これを以って事業者に対して定期的に協議を現在まで継続している。

【事業費進捗】：都市計画決定 平成 7 年（1995 年） 2,000 億円  
 第 1 回事業評価 平成 17 年（2005 年） 4300 億円 B/C=2.2  
 第 4 回事業評価 平成 27 年（2015 年） 4,720 億円 B/C=1.5  
 第 5 回事業評価 令和 2 年（2020 年） 5820 億円 B/C=1.2  
 第 6 回事業評価 令和 5 年（2023 年） 7920 億円 B/C=0.8

（供用済の海老名-茅ヶ崎間の B を入れて B/C=2.8 とし事業継続を提言した）

【問題点】：・事業評価があまりにも杜撰。自らのチェックが全く行われていない。  
 平成 20 年衆議院国会発言（金子国交大臣が B/C=1 以下は見直す）に違反。  
 ・事業評価制度が事業者主体であり第三者としてのチェック機能なしの応援団である。  
 ・土地収用法は国による一方的な収容のための儀式的なものである。  
 →土地提供法

【提言】：・事業を後押しする第三者機関（上記の評価委員会や社会資本整備審議会等）の法的見直し（一般国民も参加する方式）を求める。

以上

## 中部横断自動車道（長坂―八千穂）山梨県北杜市側

- 名称：中部横断自動車道（長坂―八千穂）
- 計画：全長 40 km の全線新設の高速道路建設計画 山梨県北杜市側は 11.3 km  
 根拠法・関係法令：高速自動車国道法、道路法、国土開発幹線自動車道建設法、道路構造令、環境法、環境影響評価法、都市計画法等
  - ・国土交通省公共事業評価制度「計画段階評価」
  - ・「構想段階における市民参加型道路計画プロセスのガイドライン」国交省 2005 年(H17)9 月
  - ・「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」（解説）国交省 2008 年(H20)4 月
  - ・国土交通省所管公共事業における政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針/2010 年(H22)8 月 9 日施行
- 計画地：山梨県北杜市長坂町～長野県佐久穂町八千穂
- 事業者：国土交通省（道路局、関東地方整備局、甲府河川国道事務所、長野国道事務所）
- 事業費：不明 山梨県側は 1600～1800 億円(2013 年 1 月地元説明会時)、長野県側ははまだ未算定
- 完成予定年度：未定
  
- 主な経緯： 1997 年 2 月 基本計画決定  
 2010 年 12 月～2015 年 4 月国交省は新しい取り組みとして、公共事業の実施過程の透明性を一層向上させる目的で構想段階から地域の声を聴きながら住民参加を行う計画段階評価を実施した。  
 2012 年 11 月 1 キロ幅ルート帯を発表。しかしアンケートによる民意を無視し住民参画の機会や複数案比較の機会もないなど山積みの問題がいまだに解決されずに手続きありきで強行されている。  
 2018 年 11 月 衆議院国土交通委員会で質問、12 月国会議員との国交省への公開ヒアリングを実施。  
 2019 年 5 月 山梨県が突然、都市計画を持ち出す。国交省は計画段階評価の問題点をはじめとする山積みの問題を放置し、6 月、山梨県へ環境影響評価の方法書を送付した。  
 2019 年 8 月 山梨県は環境影響評価の方法書を公示したが、地元説明会では計画の見直し意見が続出して紛糾。また県民等からの意見書の意見概要書への未掲載が沿線住民の会から指摘され、前代未聞の手続きのやり直しが行われた。山梨県環境影響等技術審議会では委員から方法書に対する指摘が多数出され、方法書の杜撰さが指摘された。また、コロナ禍の最中での形ばかりの公聴会開催をめぐって山梨県の対応は一転二転し、結果、公聴会は中止となったが 2020 年 5 月、山梨県は知事意見を提出した。  
 2019 年 12 月 参議院国土交通委員会で質問。  
 2020 年 1 月 国交省は沿線住民の会が指摘した山梨側の 3 キロ幅ルート帯と 1 キロ幅新ルート帯との関係図の改ざんを認め、訂正した図を甲府河川国道事務所の HP に公表した。  
 2020 年 7 月 国交省への公開ヒアリングの実施。再質問するなど交渉を継続。9 月内閣へ質問主意書を提出。国会法に基づく 7 日以内の答弁が出来ず、答弁延期を経て 10/2 に答弁書が提出される。  
 2020 年 10 月 国交省は山積する問題を放置したまま環境影響評価方法書に基づく現地調査を実施。  
 2023 年 9 月 甲府河川国道事務所の道路事業責任者の本住武司副所長らの出席のもと当時の担当者が行った 2012 年 10 月第 2 回関東地方小委員会の前後の 2012 年 10 月と 2013 年 11 月に行った住民等への「虚偽」の説明に関する録音記録の聴取面談を実施。後日国交省は「検証」と回答。



■ 主な問題点： 北杜市人口 2023 年 9 月 1 日現在 45,734 人

①八ヶ岳南麓の豊かな自然や景観、地域と生活環境を大規模に破壊する高速道路建設計画地の八ヶ岳南麓は、国交省が日本風景街道の「八ヶ岳南麓風景街道」として登録し事業を行っている。

更にこの地域にある「村山六ヶ村堰疏水」は農業用水・生活(防火)用水として約 1000 年にわたり活用・保全され、国際かんがい排水委員会により世界かんがい施設遺産として登録されている。また建設計画地にはユネスコが実施する生物圏保存地域、生態系の保全と持続可能な自然と人間社会の共生を目的とする「甲武信ユネスコエコパーク」として登録されている地域が含まれている。高速道路建設計画がこの地域の豊かな自然・生態系・景観・眺望、生活環境等に甚大な影響を及ぼすことは明らかであり、八ヶ岳南麓での高速道路建設計画の見直し・中止を求める。

②国交省の計画段階評価の手続きにおける問題

国交省の「計画段階評価」制度により高速道路建設計画手続きが行われたが、1キロ幅新ルート帯案の提示に関し当該住民等への事前の情報提供や説明、複数ルート案の提示もなく、比較評価・住民参画の機会も無かった。一方で消されたルートがあったことも判明。国交省が決定したルート案を一方的に住民等に押し付けるなど、旧態依然のやり方で対応し住民等の反発を引き起こしている。

高速道路建設計画には住民等の意見が反映されていない。更に 2012～2013 年当時の甲府河川国道事務所担当者である小林達徳事業対策官等が 2012 年 10 月関東地方小委員会開催前に一部関係住民等に建設計画地ルートに関する虚偽の説明を行っていたことが判明（録音データあり）。

国交省の道路行政手続き「構想段階における計画段階評価」には重大な瑕疵があり、次々と指摘している問題点等についても住民、別荘所有者、二地域居住者、農業生産者や観光事業者・商店等事業者への妥当性のある説明が行われず、いまだ問題は山積したまま解決されるに至っていない。建設計画の構想段階から住民参画・情報公開等を行うとした道路行政手続きの検証・やり直し、関東地方小委員会の審議の検証・やり直し等が必要である。

③これまで「計画段階評価の問題点」の意見書（2015. 11. 26 道路局提出）に加え、21 質問項目に及ぶ問題点を指摘し、超党派国会議員連盟「公共事業チェック議員の会」と共に国交省への公開ヒアリング、要請を継続的に行い、衆参国土交通委員会での審議や要請等を続けてきた。2020 年 1 月 31 日に国交省はようやく新ルート案を発表する際にルート帯関係図を改ざんしたことを認めるに至った。計画段階評価の手続きにおける国交省の説明は透明性・客観性・合理性・公正性を欠き、この 10 年間の説明・回答内容は既に妥当性等を著しく欠き、迷走し、破たんするに至っている。山積する問題に答えられず解決できないにもかかわらず建設計画の手続きは強行されている。

国交省が行った住民アンケートで、住民等の多数が八ヶ岳南麓での高速道路建設計画に反対・懸念を示したこと、山梨側では国交省の主張する「解決すべき地域の課題」は存在しないこと、地上型太陽光発電設備の乱立による自然と生活への複合被害等の地域における諸問題が多発していること、近年の地球温暖化の影響と甚大な災害の多発やコロナ過がもたらした社会変動に対する生活・経済活動等の様式の転換と対策を強化することが急務とされていることなども踏まえ、不要不急の公共事業である八ヶ岳南麓での高速道路建設計画を止め、国道 141 号の改良・整備、現道活用や地域の実情に適した持続可能な既存道路網の再整備、地域公共交通等の整備を強く求める。

問合せ先：中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会（山梨県北杜市 2013 年 1 月 12 日設立）

HP：<https://chubuoudando.sakura.ne.jp/> 佐々木郁子 0551-47-6260 sasaki-i8@plum.ocn.ne.jp



# リニア中央新幹線

リニア新幹線沿線住民ネットワーク

## <認可から現在に至るリニア新幹線の課題とは>

- ・建設費10兆円を超えるリニア事業がJR東海の方針通りに進められ、また国策事業でありながら民間事業と位置付けられ、国会や沿線自治体議会、利用者間で具体的な議論が行われないまま10年以上が経過した。
- ・品川駅、名古屋駅、非常口建設、トンネル掘削工事が進められているが、事故が多発、一部の中心工事が未着工で開業目途が見えない。
- ・国会でも、沿線各地域出身の議員が党派を超えて現状の問題点を挙げて政府の見解を示すよう求めるべきであり、またJR東海の幹部を召喚してリニア事業の現状についての責任を問うべきである。
- ・首都圏・中京圏のトンネル工事に適用される「大深度法」(大深度地下の公共的使用に関わる特別措置法)は憲法に違反する法律であり、国会で抜本的改正や撤廃について議論してほしい。

## 1. 事業性、採算性

工事費9兆円(うち3兆円は財政投融资)+1兆5千億(追加分)

工事の遅れに伴う工事費の更なる積み増しの可能性

工事遅れの原因と現状～2027年開業予定はムリ、JR東海は何年延びるかについて明言していない。

中間駅建設の遅滞、静岡県内の未着工、沿線でのトンネル工事事故

■リニア沿線でのリニア建設残土の処理先未定が6割

■神奈川リニア新駅工事の大幅な遅れ、相模原に建設予定の車両基地が未着工(完成まで8年かかる)

■静岡県大井川減水問題ではJR東海から解決策が示されていない。

■大深度地下トンネル掘削も事実上未着工

■東京北工区、愛知坂下西工区での調査掘進の停止(約1年間)

事業目的である東京・名古屋・大阪が一体化でつながるメガリージョン構想の現実性、経済効果が見えない。

国土強靱化の中心となるリニア新幹線が東海地震、東南海地震に備えるためのバイパス機能を果たすとするが具体的、効果的な防災対策はない。

在来の新幹線とのネットワーク形成につながらない、完全予約制、各駅停車が1時間に1本～国民の利便性の低下。

大深度地下使用法による工事の危険リニア大深度地下トンネル調査掘進でシールドマシンが

故障。大深度だから地上に影響がないとする大深度法の成立根拠が崩れる。

名古屋まで東海道新幹線+700円、大阪まで+千円ではペイしない。

コロナ感染拡大による鉄道企業への影響が深刻。コロナが落ち着いても、ビジネススタイルの変化、観光客の減少により以前のような状況に戻らない可能性が大きい。

開業してもJR東海が東海道新幹線とリニアが共倒れになるか、リニアが経営上大きな負担になる。

事業評価制度、情報公開制度が適用される事業推進内容が不透明のまま

## 2. リニアの安全性～一方的な安全神話・技術神話がまかり通る

- スピードの追求、速達性しかない
- 鉄道150年の技術の蓄積
- 地下だから安全→大深度地下神話は通用しない
- 事故想定～シビアアクシデントを想定した対策  
避難、救助対策に欠陥
- 電磁波の環境基準が甘すぎる

## 3. 環境負荷

- 列島改造～世界最大の大規模工事、膨大、貴重な化石燃料の浪費
- 南アルプスの自然破壊～希少動植物の生殖環境を壊す
- 工事の長期化(大気質、騒音、振動、土壌汚染、地盤沈下)
- トンネル工事による地下水の枯渇～大井川は62万人分に相当する地下水が流出
- 建設発生土(工事残土)処理～沿線で6000万m<sup>3</sup>近い建設発生土
- 掘削地、工事残土の含まれる重金属、ウランによる健康影響や環境影響

## 4. 裁判

ストップ・リニア！訴訟(事業認可取消訴訟、東京地裁)のほか、東京、山梨、静岡など各地地裁で工事差止訴訟が進行中。

ストップ・リニア！訴訟は7月18日に一審判決が下り、完全敗訴。口頭弁論では被告(国)を圧倒したが、判決は旧態依然とした行政裁量権の優位一辺倒の内容。控訴手続きをすませ、現在控訴理由書を作成中。

## 江戸川・高規格（スーパー）堤防事業

- 根拠法/計画： 河川法/利根川・江戸川河川整備計画
- 計画地： 利根川水系江戸川下流 22km 区間（多摩川・荒川・淀川・大和川にも計画あり）
- 事業者： 国土交通省
- 事業費/完成年 公表していない・過去の整備状況から割り出すと、22km で 1.2 兆円/約 700 年
- 経緯： 1987 年 人口・資産の集中する首都圏・大阪圏を守る超過洪水対策として創設。  
2010 年 民主党政権の事業仕分けにて「スーパー無駄遣い」だとして「一旦廃止」判定。

2011 年 「高規格堤防の見直しに関する検討会」が持たれ、6 河川全川 873km が対象であったところ、利根川が外され、5 河川の下流部 120km に縮小して「復活」。江戸川では国と江戸川区との共同により、江戸川区北小岩 1 丁目東部地区に続き、同区篠崎地区で施行中。



\*江戸川区 HP より。「どんな洪水が発生しても壊れることのない幅の広い堤防」と書かれている。

### ■ 問題点：

- ① 高規格堤防事業は、自治体等による土地区画整理などの「まちづくり」事業と共同で実施することとされており、治水上、堤防強化が優先されるべき箇所で行われるわけではない。
- ② 住民が自宅を自ら壊し、更地にしたあと国が盛り土を行い、その上に区が再度まちづくりを行うため、仮住まいや、住み慣れた土地を離れることにもなり、生活権が侵されコミュニティが壊される。
- ③ 北小岩地域は 1.4ha という狭小な区域であったが、2014 年、直接施行（区による家屋解体）が発動された。下流域は人口密集地域であり、住民との合意形成がさらに困難を極めることは明らか。
- ④ 事業創設から 36 年経ちながら完全延長は 3.4km、整備率 2.8%。しかもつながらない部分的整備である。長い年月や莫大な費用を要すことから、地球沸騰化の時代、喫緊の課題である水害対策にはなりえない。「治水」とは名ばかりの従来型土建事業である。
- ⑤ 計画規模以上の洪水に見舞われても「壊れない堤防」とされているが、看板に偽りあり。制度の根幹に関わる重大問題は何度も起きている。

2004 年 荒川沿川・北区浮間では台風豪雨により法面崩れ発生。周辺地区冠水。

2011 年 東日本大震災の揺れにより利根川沿川・千葉の須賀、津宮で法面崩落や沈下発生。

2016 年 荒川沿川・江戸川区小松川では豪雨により、スーパー堤防内をボックスカルバートで通す道路が冠水。通行止めに。

同年 江戸川沿川・北小岩では施行区域の半分以上で家を建てるための地盤強度不足が判

明。盛り土をやり直す事態を招いた。

- ⑥ 2014年には荒川沿川・江戸川区平井において、東京電力が売却した広大な土地が更地になったが、住宅開発業者の強い反対により事業化を見送り、巨大マンションができた。住民の反対意見は一顧だにせず、大企業の主張は許容する不公平・不公正な国の姿勢は、してもしなくともいい事業といういい加減さを露呈した。
- ⑦ 会計検査院は2003年、12年と2度にわたり検査。「暫定完成や事業中でも完成に入れているのは本事業のみ。その場合破堤しないとの効果は発現しない」「通常堤防を優先すべき」などと指摘した。
- ⑧ 2020年、国と都は本事業を「災害に強い首都」の水害対策の要と位置付け、7つのモデル地区のうち江戸川区が4地区を受け持つことに。施行中の篠崎地区では国・都・区の三者協定を締結したが、道路は前述のボックスカルバート設計であり、水害が懸念される。また、都は公園の高台化を図るため昨年から800本以上の樹木を伐採。これまでの工事を含めると約3千本の樹木が撤去される。

■裁判：

<第一次訴訟> 2011年11月～2015年10月

「江戸川区スーパー堤防事業取消訴訟」(行政訴訟)

原告：住民11名 被告：江戸川区

請求事由：スーパー堤防は不要・不合理、区画整理に盛り土は不要、盛り土は危険

<第二次訴訟> 2013年11月～2017年12月

「江戸川区スーパー堤防仮換地処分取消訴訟」(行政訴訟)

原告：住民5名 被告：江戸川区

請求事由：盛り土整備の施行者が区から国(スーパー堤防)に変更されながら、区の単独事業のままの事業計画に基づきなされた仮換地指定処分は違法

<第三次訴訟> 2014年11月～2020年10月

「江戸川区スーパー堤防差止等請求訴訟」(民事訴訟)

原告：住民4名 被告：国及び江戸川区

請求事由：国にスーパー堤防盛り土工事の法的権限はなく、共同実施は共同不法行為立退きを強られる住民の多大な負担、その立退きを強いる法的権限の不存在、治水マニュアルに基づかないごまかしの費用対効果。主張立証では国や江戸川区を圧倒したがすべて敗訴となった。文書提出命令の申立てが認められ、国が秘匿していた膨大な地盤データを提出させたことは成果だった。

見直しが必要な理由

A) 事業見直しにおいて最も考慮されるべき点

- ・完成する見通しがなく、「治水計画」の体をなしていない。
- ・越水対策(洪水が堤防を越えても決壊しにくくする)としての技術であるから、一部だけを整備しても整備していない部分は越水により決壊することになる。
- ・そもそも土を盛るだけの手法であり、水害が頻発化、激甚化する今日、有効か。昨今、「高台ま

ちづくり」の名のもとにスーパー堤防が組み込まれてしまっている。

**B) Aについての事業者の説明**

スーパー堤防の完成年度は決まっておらず、具体的な完成見通しはない。しかし、一部だけの整備であっても、全体としては整備が格段に向上するのであり、整備した部分は水害時の一時的な避難場所として役に立つから問題ない。

**C) Bに対する反論**

河川が氾濫するようなときは内陸の高台避難が鉄則であり、堤防上が避難場所になるはずがない。しかも、越水対策や浸透対策などの堤防強化を真に必要とする箇所の整備を遅らせる点で、命や財産を守るべき治水事業として致命的な欠陥がある。浸水を防ぎ、越水に至る時間を引き延ばす「アーマーレビー」など、効果が実証されている他の堤防工法への転換を東京や大阪でも図るべきであり、堤防は堤防として速やかに、着実に強化していくべきである。

連絡先：「スーパー堤防問題を考える会」 稲宮 須美

msa.ina@tbz.t-com.ne.jp

# 諫早湾干拓事業の現状

有明海漁民・市民ネットワーク 陣内隆之

## 1. 訴訟関係

諫早湾の水門開放を命じた確定判決の強制執行の排除を国が求めた請求異議訴訟で、最高裁は今年3月に国の主張を認める決定を行い、開門の強制執行不可が確定。ただし、国の開門義務は残る。

⇒従来の最高裁判例を無視した**行政追従の決定。司法の機能不全が浮き彫りに。**

山口祥義佐賀県知事（3/2 県庁記者会見）

「極めて問題だ。開門を命じた確定判決に従わず、和解協議にも応じない、そんなやり方が叶うとすれば、**法治国家とは何なのか**」

一方、諫早湾内の漁業者を原告とする開門訴訟の判決が3月に福岡高裁であった。漁業被害と潮受け堤防締め切りとの因果関係を認めるも、事業の公共性・公益性を理由に開門を認めず。

⇒こちらにも結論ありきの判決。因果関係を認めたことは一つの成果。

干拓地営農者が開門を求める訴訟では、「優良農地だから」という勧めに応じて入植した営農者が実際には排水不良や冷害、鳥害などに悩まされる被害を訴えた。しかし、長崎地裁では、一部で県公社の営農妨害が認められたものの、大筋で県および国の責任を認めない不当判決。

## 2. 話し合いのゆくえ

最高裁決定の翌日、農水大臣談話で国・農漁業者など関係者との「話し合いの場」を設けることを表明。漁業者側は国の呼びかけに応じて、前提条件無しでの話し合いを逆提案。非開門前提の話し合いを想定していた国は、当てが外れたのか半年が経過するも返答を保留し続けている。

## 3. 2022年度ノリ不作問題

佐賀西南部のノリ養殖は長年色落ち被害に見舞われているが、2022年度は佐賀東部や福岡県でも色落ち被害が深刻化。2000年度のノリ大不作に匹敵する不作で日本のノリ養殖全体の問題だが、**赤潮被害の救済を定めた有明海特措法の適用を農水省は拒む。**

⇒議員立法の趣旨を農水省は受け入れず。一体誰のための行政なのか。

## 【総論】

**国民のための公共事業に転換を！ 司法の行政追従を克服するには？**



# 開発による湿地破壊

ラムサール・ネットワーク日本 陣内隆之

## 1. 開発による湿地破壊の背景

湿地は、多様な生物を育む重要な場所であり、食料や防災、教育ほか様々な人間活動を支えている。しかし、近年、多くの湿地が悪化傾向にあり、その要因の半数以上が開発などの人間活動である。開発による湿地破壊の背景としては、

- ①政官業癒着による大規模開発偏重の行政と司法の追従
- ②実効性のある湿地保全の法律がない
- ③日本独自のラムサール条約湿地登録条件(特に地元自治体の同意)

⇒政官業利権目的の大規模事業を中止させる仕組みを！

司法の行政からの自立を！

統合的な湿地保全法の制定を！

## 2. 水の自然な流れを守ろう

河川集水域や沿岸域では開発が集中する。これらの開発は何れも水の自然な流れを阻害する人工構造物建設という共通性がある。

- ①埋め立て…辺野古新基地、泡瀬干潟、博多湾人工島、上関原発ほか多数
- ②護岸整備、防潮堤などによる海岸改変  
…国土強靱化の名の下に全国で海岸改変
- ③ダム、堰事業…長良川河口堰、徳山ダム、川辺川ダム、石木ダムほか多数
- ④複式干拓などの土地改良事業 …諫早湾、児島湾、河北潟、八郎潟など
- ⑤大トンネル事業

…リニアなど地下水脈破壊、残土による埋立て(岐阜県美佐野湿地など)

ラムサール条約の決議やガイドラインでは、河川集水域や沿岸域の重要性、水の自然な流れを守ることの大切さが繰り返し指摘されている。

⇒陸・川・海の連続性の保全(水の流れを守ること)が重要であり、水の流れを阻む事業を行わないこと、また水の流れを回復させるための対策を講じることが求められる。

「湿地保全のために水の自然な流れを守る」IUCN-WCC 決議を活かそう！

## 当会が考える公共事業のあり方

○福祉等も広義の公共事業と呼ばれることがあるが、ここでは社会資本整備を指すものとする。事業主体は国・地方公共団体・私企業などいずれも対象となる。

○国交省のホームページでも、社会資本整備とは「計画の段階から合意形成を行いながら具体化され」「個別事業ごとに、計画段階、採択（事業費の予算化）段階、実施段階、完了後の各段階において、評価を行うことで、事業の効率性及びその実施過程における透明性の一層の向上を図りながら」進めるものと記述されている<sup>1</sup>。この原点に立ち返り問題点を指摘すれば、次のようになるのではないか。

1. 計画の段階から情報の透明性、住民参加の機会を保証する必要がある。住民が計画を知った時にはすでに既定事実が動いているというようなことがないようにすべき。もとより恣意的な虚偽・隠蔽などは論外である。
2. 合意形成の手続き・仕組みが曖昧かつ形式的である。合意形成の当事者を恣意的に狭く限定することなく広く公論に付すべきである。
3. 計画段階・事業化段階での評価が重要であることはもちろんである。近年はようやく費用対効果等の評価が取り入れられたが、それでも評価手法が恣意的であり、評価項目は限定的である。評価方法自体について議論を深める必要がある。
4. 社会資本整備は長期にわたるため、事業中（実施段階）での評価を確実にを行い、社会・経済状況の変化、科学的知見の進歩に合わせて常に見直しが必要である。一旦動き出したら止まらない事業ではなく、評価によっては縮小・中止という選択肢も排除すべきでない。
5. 評価・監視機関が実質的には事業者の意図を後追いするだけで機能していない。組織と運営のあり方、構成員などから見直しが必要である。例えば補助事業採択継続の判断をする際に、当該事業者に再評価報告書を提出させるが、内容の信憑性については一切踏み込んでいない。再評価は一義的に事業者が行うものであり内容について口出しはできないとされているが補助金行政の見直しが必要である。

---

<sup>1</sup> 国土交通省「どうやって社会資本整備は進むのか？」

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/infra/sosei\\_sogo24\\_fr2\\_000001\\_00001.html#link-1](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/infra/sosei_sogo24_fr2_000001_00001.html#link-1)

# 公共事業を糾す!



国民の福利厚生を増進させるはずの公共事業が各地で人権侵害を引き起こしている!

**違法** 「地上に影響ない」はずの大深度法工事で陥没、立退き、補償拒否、生活妨害。情報公開、説明責任放棄の一方で工事だけが暴走。大深度法の違憲性。  
[外環道・リニア]

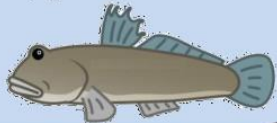
**不要** 人口減少、需要減少、コロナなど経済・社会環境の変化を見直さず漫然と継続される事業。客観的な根拠を無視した後付けの必要性。  
[リニア・中部横断道・横浜南・石木・川辺川・スーパー堤防]

**欺瞞** 確定判決無視 [諫早湾干拓]、事業評価の形骸化、住民との合意や約束を放棄、土地収用法の恣意的運用 [石木ダム]、判断に必要な情報の隠蔽、虚偽情報の拡散 [横浜南・中部横断道]、民意無視・偽アセスによる強行 [辺野古]

例示しているのは事例のごく一部です

## 人権侵害の実態を踏まえ国会で議論を!

**やめる** ・大深度法は前提が完全に崩壊。立法根拠の破綻、憲法違反。廃法にすべき [外環道・リニア]



**かえる** 憲法・民主主義に基づく都市計画法の見直し [道路]。長期未整備路線の全てを対象とした再検証 [道路]。計画高水条件の適用と見直し [ダム]。土地収用法の本来の目的へ [ダム]

**つくる** ・「コンクリートの公共事業」から「人の公共事業」へ・事業追認の事業評価ではなく公正中立な専門家、市民参加の事業評価制度。[各分野共通]・行政追従の「スタンプ司法」の改革